

訪問看護(介護予防訪問看護) 重要事項説明書

(令和 8年 6月 1日現在)

(1)事業所の運営主体 (平成14年12月設立)

〒146-0091 大田区鵜の木2-17-3 ライオンズマンション鵜の木1階
有限会社 ビハーラ
取締役 今田 清美

(2)事業者番号 1367197106

(3)他の関連事業

- ①居宅介護支援事業(第1号介護予防支援事業も含む)
- ②訪問介護事業(第1号訪問事業も含む)
- ③「あすなろ」介護タクシー
- ④特定相談支援事業・障害児相談支援事業
- ⑤居宅介護・重度訪問介護・同行援護・移動支援事業
- ⑥暮らしの保健室

(4)管理者「井田 奈央」(いだ なお)

(5)人員

	常勤	非常勤
看護師	5人以上(管理者を含む)	5人以上
リハビリ職	理学療法士:3人以上	言語聴覚士:1人以上
看護補助者	1人以上	
事務職員	1人	0人

令和8年6月1日現在

- * 在宅ケア認定看護師1名、皮膚・排泄ケア認定看護師1名、緩和ケア認定看護師1名、
在宅褥瘡予防・管理者師1名、認定訪問療法士1名、
特定行為研修修了者3名(栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連、創傷管理関連) 在籍

(6)事業者の連絡先

《 訪問看護ステーション ワークスタッフ鵜の木 》

所在地 〒146-0091 東京都大田区鵜の木2-17-3 ライオンズマンション1F

電話 03-5741-8239 FAX 03-5741-1426

《 訪問看護ステーション ワークスタッフ鶴の木 蒲田営業所 》

所在地 〒143-0015 東京都大田区大森西4-12-5 月村マンション No.3 107号室

電話 03-6404-6790 FAX 03-6404-6791

《 訪問看護ステーション ワークスタッフ鶴の木 府中営業所 》

所在地 〒183-0015 東京都府中市清水が丘3-17-7 テラス花みずき101号室

電話 042-319-9787 FAX 042-319-9789

(7)理念及び運営方針

《住み慣れた自宅や地域でその人らしく過ごせるために、看護を通じて支援します。》

- i. 利用者の意思や考えを尊重し、一緒に考えます。
- ii. 年齢・疾患に関わらず、看護を必要とする人すべてを対象とし、その人に最適な看護が提供できるように努めます。
- iii. 利用者だけでなく、家族をはじめ、その人を支える人々への支援や協力により、皆がその人らしく過ごせることを目標とします。
- iv. 幅広い視野で、様々な視点から考え、様々な資源を活用し、その人らしい生活を実現させることを目指します。
- v. 地域に根づいた訪問看護ステーションであることを強みとし、様々な職種・機関との連携を推進します。
- vi. 質の高い看護を提供するため、知識や技術の向上に努めます。

(8)訪問看護・介護予防訪問看護の予定日

訪問看護及び介護予防訪問看護の予定日については、後日、予定カレンダーを作成し、説明します。

尚、「訪問看護及び介護予防訪問看護の予定日」は、主治医の指示、ケアマネージャーの計画、訪問看護ステーションの計画などにより、必要に応じて随時変更する場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。

(9)営業時間

月曜日～金曜日までの午前8時30分～午後5時30分まで

営業時間外の対応については、随時ご相談下さい。

(10)休日

土曜日・日曜日・祝祭日 年末年始(12月29日～1月3日)

休日での対応については、随時ご相談下さい。

(11)相談・要望・苦情の窓口

担当者 管理者・看護師 井田 奈央(いだ なお)

(12)外部の苦情申し立て機関

- ①大田区福祉オンブズマン 電話 03-5744-1130 FAX 03-5744-1553
- ②大田区介護保険課介護サービス担当 電話 03-5744-1655 FAX 03-5744-1551
- ③国民健康保険団体連合会 電話 03-6238-0177 FAX 03-6238-0022

(13)利用者負担について

自費での利用の場合は以下の通り請求します。

- * 死後の処置 20,000円
- * 交通費 日中の訪問においては、大田区にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は公共交通機関の実費が必要です。
深夜等時間外の場合は、タクシー利用など別途交通費が必要になる事があります。

* 保険適用外の訪問

1時間につき、9,000円を基準として、訪問時間に合わせて算定します。

～30分未満	4,500円
30分以上～1時間未満	9,000円
…以降、0～30分毎に超過分	+4,500円
…18時～8時の訪問	上記利用額の50%増
…営業日以外の対応	+2,000円

* 医療保険の方の土・日・祝祭日の訪問

24時間対応体制加算を算定していない方で、希望により土・日・祝祭日の訪問を実施した場合、保険料自己負担分に加え下記自費加算を請求します。

営業日以外(土・日・祝祭日)の訪問 +2,000円

* 保険適用可能な訪問時間・単位数を超えて訪問をする場合

介護保険の場合→超過分を介護報酬の算定に基づき10割で計算された額を請求します。

医療保険の場合→「* 保険適用外の訪問」に準ずる額を請求します。

(14)キャンセル料

利用者側の都合でサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料が必要となります。

- i 利用前日営業時間内までに連絡をした場合 無料
- ii 利用前日営業時間内までに連絡をしなかった場合 利用料金の10割(全額)負担

但し、やむをえない事情の場合は、減額又は無料となる場合があります。

(15)利用料金の変更

介護保険関係法令や医療保険関係法令などの法令の改正により、利用料金に変更された場合は、各

関係法令の変更に従って変更されます。

法令改正や加算内容の変更があった場合は、事業者は利用者又は利用者代理人に対して文書で通知します。

(16) 緊急時の連絡方法・通信手段として

利用者の急変等緊急の事態が発生した場合には、速やかにご家族や主治医などにご連絡すると共に必要な対応をします。その際、ご自宅の固定電話やご自身の携帯電話などを使用する事があります。

(17) 事故発生時の対応について

事業者は、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、市町村・利用者・利用者の家族・居宅介護支援専門員・主治医をはじめとする関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

その際、必要に応じて利用者に対してその損害を賠償します。但し、不可抗力の場合、又は、利用者にも責任があると認められる場合は、損害賠償の全部又は一部が免除されます。

事業者は、損害を賠償するために、損害保険に加入します。

(18) 理学療法士等の訪問について

理学療法士等による訪問看護(介護予防訪問看護)サービスは、看護業務の一環として看護職員の代わりにする訪問であり、訪問看護(介護予防訪問看護)計画書及び訪問看護(介護予防訪問看護)報告書の作成にあたり、定期的な看護職員の訪問による利用者の状態の評価が必要になります。

(19) 看取り期における訪問について

厚生労働省の掲げる「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みのもと、利用者・ご家族との十分な話し合いや多職種連携を推進します。

(20) 虐待防止と身体拘束の原則禁止について

事業者は利用者の人権擁護、虐待等の防止の為、定期的な研修の実施や苦情処理体制の整備、その他虐待防止の為に必要な措置を講じます。

① 虐待防止及び身体拘束廃止の委員会を設置し、定期的に関催します。

② 法人として、虐待防止及び身体拘束廃止に関する責任者を選任しています。

虐待防止に関する責任者 井田 奈央(いだ なお)

電話 03-5741-8239 FAX 03-5741-1426

③ 成年後見制度の利用を支援します。

④ 従業者に対して、虐待防止及び身体拘束廃止を啓発・普及する為の研修を実施しています。

⑤ 利用者や擁護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)、従業者において、虐待を受けたと思われる人を発見した場合、速やかに市区町村へ通報します。

- ⑥ 事業者は、利用者の身体拘束廃止の指針に基づいて、身体拘束をしないケアの実施に努めます
緊急時やむを得ない場合を除き、速やかに委員会へ報告し、現状の確認及び今後の対応を検討
します。

(21)感染症の対応について

事業者は、感染症の予防及び蔓延防止の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 感染対策委員会を設置し、定期的を開催します。
- ② 法人として、感染症の予防及び蔓延防止責任者を選任しています。
感染症の予防及び蔓延防止に関する責任者 井田 奈央(いた なお)
電話 03-5741-8239 FAX 03-5741-1426
- ③ 従業者に対して、感染症の予防及び蔓延防止の為の研修を実施しています。
- ④ サービス提供前において、利用者に感冒の症状がある場合には、速やかに事務所へご連絡下さい。また、サービス当日において感染症等の疑いがあると事業所が判断した場合、医療機関への受診をお願いする場合や担当の介護支援専門員や各関係者へ報告させて頂く場合があります。その際、感染拡大防止のために、提供するサービスの限定や中止をさせていただく場合があります。
- ⑤ 担当の従業者が罹患発症した場合は、サービス提供を中止するか、または、代替の従業者で対応させて頂く場合があります。

(22)業務継続に向けた取組の強化について

事業者は事業の継続に向け、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 法人として、業務継続計画に係る責任者を選任しています。
業務継続計画に関する責任者 井田 奈央(いた なお)
電話 03-5741-8239 FAX 03-5741-1426
- ③ 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ④ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(23)ハラスメントの対応について

事業者は、ハラスメント防止の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① ハラスメント対策委員会を設置し、定期的を開催しています。
- ② 法人として、ハラスメント防止に関する責任者を選任しています。
ハラスメント防止に関する責任者 井田 奈央(いた なお)
電話 03-5741-8239 FAX 03-5741-1426

③ 各種ハラスメントに対して啓発・普及する為の研修を実施しています。

④ ハラスメントの種類について

ハラスメントとは、身体的・精神的に他者に不利益や不愉快さを与える行為と定義します。

カスタマーハラスメント・パワーハラスメント・セクシャルハラスメント・モラルハラスメント・ジェンダーハラスメント・スモークハラスメントなど、30種以上あるといわれています。

⑤ ハラスメントに該当する例

- ・大声で怒鳴る、威圧的な言動、無視など
- ・人格や容姿を批評する発言
- ・性的な会話や必要もなく身体に触れる等の行為
- ・業務外のサービスの強要などの理不尽な要求
- ・長時間に及ぶクレームや電話
- ・個人連絡先など従業員のプライベートな情報の要求

⑥ 従業員が、利用者や擁護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による各種ハラスメントを受けた場合は行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置を講じ、サービス提供を一時中止することがあります。状況の改善が望めないと判断した場合は、契約の解除を行うことがあります。

⑦ ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しないための再発防止策を検討します。その際は、必要に応じて記録・録音を行います。

訪問看護ステーション ワークスタッフ鶴の木 蒲田営業所

介護保険 料金表

令和6年6月1日現在

利用者負担は所得により、1割負担・2割負担・3割負担となります。

	項目	単位	【 1割負担 】 利用料	【 2割負担 】 利用料	【 3割負担 】 利用料	
介護	20分未満	314	358 円	716 円	1074 円	
	30分未満	471	537 円	1074 円	1611 円	
	30分以上1時間未満	823	938 円	1876 円	2815 円	
	1時間以上1時間30分未満	1128	1286 円	2572 円	3858 円	
	理学療法士の基本利用料 20分で1回算定 (週に6回を限度とする。1日に3回以上の場合は90%)	294	335 円	670 円	1006 円	
予防	20分未満	303	345 円	691 円	1036 円	
	30分未満	451	514 円	1028 円	1542 円	
	30分以上1時間未満	794	905 円	1810 円	2716 円	
	1時間以上1時間30分未満	1090	1243 円	2485 円	3728 円	
	理学療法士の基本利用料 20分で1回算定 (週に6回を限度とする。1日に3回以上の場合は50%)	284	324 円	648 円	971 円	
	理学療法士12月超継続の減算<<1回につき>>	-5	-6 円	-11 円	-17 円	
加算	サービス提供体制強化加算 I <<1回につき>> *	6	7 円	14 円	20 円	
	緊急時訪問看護加算II <<1回/月>> *	574	654 円	1309 円	1963 円	
	初回加算I <<1回/月>> (退院日に看護師が初回訪問した場合)	350	399 円	798 円	1197 円	
	初回加算II <<1回/月>>	300	342 円	684 円	1026 円	
	長時間訪問看護加算 <<1回につき>>	300	342 円	684 円	1026 円	
	退院時共同指導加算 <<1回につき>>	600	684 円	1368 円	2052 円	
	介護・看護職員連携強化加算 <<1回/月>>	250	285 円	570 円	855 円	
	看護体制強化加算I <<1回/月>>	550	627 円	1254 円	1881 円	
	看護体制強化加算II <<1回/月>>	200	228 円	456 円	684 円	
	看護体制強化加算(介護予防) <<1回/月>>	100	114 円	228 円	342 円	
	特別管理加算I(重症度が高い場合) <<1回/月>> *	500	570 円	1140 円	1710 円	
	特別管理加算II <<1回/月>> *	250	285 円	570 円	855 円	
	専門管理加算 <<1回/月>>	250	285 円	570 円	855 円	
	口腔連携強化加算 <<1回/月>>	50	57 円	114 円	171 円	
	ターミナルケア加算(終末期ケア) <<1回>> *	2500	2850 円	5700 円	8550 円	
	複数名訪問加算(30分未満)I…看護師等 <<1回につき>>	254	290 円	579 円	869 円	
	複数名訪問加算(30分以上)I…看護師等 <<1回につき>>	402	458 円	917 円	1375 円	
	複数名訪問加算(30分未満)II…看護補助者 <<1回につき>>	201	229 円	458 円	687 円	
	複数名訪問加算(30分以上)II…看護補助者 <<1回につき>>	317	361 円	723 円	1084 円	
	時間外加算早朝(午前6時から午前8時) <<1回につき>>			利用額の25%増	利用額の25%増	利用額の25%増
	時間外加算夜間(午後6時から午後10時) <<1回につき>>			利用額の25%増	利用額の25%増	利用額の25%増
	時間外加算深夜(午後10時から午前6時) <<1回につき>>			利用額の50%増	利用額の50%増	利用額の50%増
	介護職員等処遇改善加算 <<1回/月>> *			総単位×1.8%を加算		

* … 区分支給基準額外

訪問看護ステーション ワークスタッフ輪の木 蒲田営業所
医療保険 料金表

令和8年6月1日現在

利用者負担は保険の種類によって異なり、所得により1割負担・2割負担・3割負担となります。
健康保険は各種負担割合によります。

【訪問看護基本療養費(1日につき)】

(10割負担) (1割負担) (2割負担) (3割負担)

①訪問看護基本療養費(Ⅰ) (Ⅱ:同一建物居住者訪問2人まで)					
保健師・看護師等による場合	週3日目まで	5550 円	555 円	1110 円	1665 円
	4日目以降	6550 円	655 円	1310 円	1965 円
	理学療法士等の 4日目以降	5550 円	555 円	1110 円	1665 円
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケアまたは褥瘡ケアに係る 専門の研修を受けた看護師による場合	※ 月1回に限り	12850 円	1285 円	2570 円	3855 円
②訪問看護基本療養費(Ⅱ)…同一建物居住者に対する訪問					
同一建物居住者訪問3人～9人までの訪問看護提供	週3日目まで	2780 円	278 円	556 円	834 円
	4日目以降	3280 円	328 円	656 円	984 円
	理学療法士等の 4日目以降	2780 円	278 円	556 円	834 円
同一建物居住者訪問10人～19人までの訪問看護提供	月20日目まで	2760 円	276 円	552 円	828 円
	月21日目以降	2666 円	266.6 円	533.2 円	799.8 円
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケアまたは褥瘡ケアに係る 専門の研修を受けた看護師による場合	※ 月1回に限り	12850 円	1285 円	2570 円	3855 円
③訪問看護基本療養費(Ⅲ)…外泊中の入院患者に対する訪問看護		8500 円	850 円	1700 円	2550 円

【精神科訪問看護基本療養費(1日につき)】

①精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)					
保健師・看護師又は作業療法士による場合					
週3日目まで	30分以上の場合	5550 円	555 円	1110 円	1665 円
週3日目まで	30分未満の場合	4250 円	425 円	850 円	1275 円
週4日目以降	30分以上の場合	6550 円	655 円	1310 円	1965 円
週4日目以降	30分未満の場合	5100 円	510 円	1020 円	1530 円
③精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)…同一建物居住者に対する訪問					
保健師・看護師又は作業療法士による場合(同一日に2人)					
週3日目まで	30分以上の場合	5550 円	555 円	1110 円	1665 円
週3日目まで	30分未満の場合	4250 円	425 円	850 円	1275 円
週4日目以降	30分以上の場合	6550 円	655 円	1310 円	1965 円
週4日目以降	30分未満の場合	5100 円	510 円	1020 円	1530 円
保健師・看護師又は作業療法士による場合(同一日に3人以上)					
週3日目まで	30分以上の場合	2780 円	278 円	556 円	834 円
週3日目まで	30分未満の場合	2130 円	213 円	426 円	639 円
週4日目以降	30分以上の場合	3280 円	328 円	656 円	984 円
週4日目以降	30分未満の場合	2550 円	255 円	510 円	765 円
④精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)…外泊中の入院患者に対する訪問看護		8500 円	850 円	1700 円	2550 円
【訪問看護等遠隔診療補助料 (1日につき)】		2650 円	265 円	530 円	795 円

【加算項目】

	(10割負担)	(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)	
夜間・早朝訪問看護加算(6時～8時、18時～22時)	+2100 円	210 円	420 円	630 円	
深夜訪問看護加算(22時～翌日6時)	+4200 円	420 円	840 円	1260 円	
緊急訪問看護加算	月14日目まで	+2650 円	265 円	530 円	795 円
	月15日目以降	+2000 円	200 円	400 円	600 円
複数名訪問看護加算・複数名精神科訪問看護加算					
* 看護師、理学療法士等との同行 (週1日に限り)	同一建物2人まで訪問	+4500 円	450 円	900 円	1350 円
	同一建物3～9人訪問	+4000 円	400 円	800 円	1200 円
	同一建物10～19人訪問	+3400 円	340 円	680 円	1020 円
* 看護補助者との同行 (1日1回訪問) ①末期の悪性腫瘍、神経難病の利用者 ②特別管理加算の対象者 ③特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者 ※ ①②③に該当しない方については3回/週(1回/日)までに限る	同一建物2人まで訪問	+3000 円	300 円	600 円	900 円
	同一建物3～9人訪問	+2700 円	270 円	540 円	810 円
	同一建物10～19人訪問	+2100 円	210 円	420 円	630 円
(1日2回訪問)	同一建物2人まで訪問	+6000 円	600 円	1200 円	1800 円
	同一建物3～9人訪問	+5400 円	540 円	1080 円	1620 円
	同一建物10～19人訪問	+3800 円	380 円	760 円	1140 円
(1日3回訪問)	同一建物2人まで訪問	+10000 円	1000 円	2000 円	3000 円
	同一建物3～9人訪問	+9000 円	900 円	1800 円	2700 円
	同一建物10～19人訪問	+5500 円	550 円	1100 円	1650 円
難病等・精神科複数回訪問加算 (同一建物に2人まで訪問/日)	2回/日の訪問	+4500 円	450 円	900 円	1350 円
	3回/日の訪問	+8000 円	800 円	1600 円	2400 円
(同一建物に3～9人訪問/日)	2回/日の訪問	+4000 円	400 円	800 円	1200 円
	3回/日の訪問 (月20日目まで)	+7200 円	720 円	1440 円	2160 円
	3回/日の訪問 (月21日目以降)	+6900 円	690 円	1380 円	2070 円
(同一建物に10～19人訪問/日)	2回/日の訪問	+3700 円	370 円	740 円	1110 円
	3回/日の訪問 (月20日目まで)	+6300 円	630 円	1260 円	1890 円
	3回/日の訪問 (月21日目以降)	+5200 円	520 円	1040 円	1560 円
長時間訪問看護加算 <<1回/週>>	+5200 円	520 円	1040 円	1560 円	
乳幼児加算 <<1日につき>>		+1400 円	140 円	280 円	420 円
	(重症度が高い場合)	+1800 円	180 円	360 円	540 円
特別管理加算		+2500 円	250 円	500 円	750 円
	(重症度が高い場合)	+5000 円	500 円	1000 円	1500 円
専門管理加算 イ(緩和ケア、褥瘡ケア、ストーマケア)	+2500 円	250 円	500 円	750 円	
口(特定行為)	+2500 円	250 円	500 円	750 円	
24時間対応体制加算	+6520 円	652 円	1304 円	1956 円	
特別管理指導加算	+2000 円	200 円	400 円	600 円	
退院時共同指導加算	+8000 円	800 円	1600 円	2400 円	
退院支援指導加算		+6000 円	600 円	1200 円	1800 円
	(長時間にわたる場合)	+8400 円	840 円	1680 円	2520 円
在宅患者連携指導加算	+3000 円	300 円	600 円	900 円	
在宅患者緊急時等ケアカンファレンス加算	+2000 円	200 円	400 円	600 円	
看護・介護職員連携強化加算	+2500 円	250 円	500 円	750 円	
訪問看護医療情報連携加算 <<月1回>>	+1000 円	100 円	200 円	300 円	
訪問看護医療DX情報活用加算 <<月1回>>	+50 円	5 円	10 円	15 円	
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ) <<月1回>>	+1830 円	183 円	366 円	549 円	
訪問看護物価対応料1 (月の初日の訪問の場合)		+60 円	6 円	12 円	18 円
	(月の2日目以降の訪問の場合)	+20 円	2 円	4 円	6 円

【訪問看護管理療養費】

(10割負担) (1割負担) (2割負担) (3割負担)

機能強化型訪問看護管理療養費1-Ⅱ（月の初日の訪問の場合）	+10460 円	1046 円	2092 円	3138 円
機能強化型訪問看護管理療養費2（月の2日目以降の訪問の場合）	+3000 円	300 円	600 円	900 円
【訪問看護情報提供療養費】		(10割負担)	(1割負担)	(2割負担)
訪問看護情報提供療養費Ⅰ（自治体への情報提供）	+1500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費Ⅱ（学校への情報提供）	+1500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費Ⅲ（医療機関等への情報提供）	+1500 円	150 円	300 円	450 円
【訪問看護ターミナル療養費】				
訪問看護ターミナル療養費Ⅰ	+25000 円	2500 円	5000 円	7500 円
訪問看護ターミナル療養費Ⅱ	+10000 円	1000 円	2000 円	3000 円

以上の内容を説明しました。

説明担当者氏名

訪問看護ステーション ワークスタッフ鶴の木 蒲田営業所

「 」

事業者 訪問看護ステーション ワークスタッフ鶴の木 蒲田営業所

所在地 〒143-0015

大田区大森西4-12-5 月村マンションNo.3 107号室

電話 03-6404-6790

FAX 03-6404-6791

代表者 今田清美

印

令和 年 月 日

以上の内容の説明を受け、了承しました。

利用者

印

利用者代筆者

(続柄:) 印

利用者代理人

(続柄:) 印